

## 避難場所等の第 8 回指定に関する公表について

### 1 避難場所の指定について

東京都は東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、「避難場所」を指定しています。併せて地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても延焼の恐れがなく、広域的な避難を必要としない区域を「地区内残留地区」として指定している。

平成 25 年 5 月時点で、23 区全体で避難場所 197 ヶ所、地区内残留地区 34 ヶ所が指定されており、板橋区内では避難場所 9 ヶ所、地区内残留地区 1 ヶ所が指定されている。

概ね 5 年ごとに見直しが行われており、平成 30 年の見直しが、東京都から公表された。

### 2 指定される区域範囲（見直し）

避難場所の追加指定 3 ヶ所（9⇒12 ヶ所）、区域割り変更 1 ヶ所

地区内残留地区は変更なし

※一覧は裏面

### 3 今後のスケジュールと区民への周知

6 月 8 日 東京都のプレス公表【済】

7 月 1 日 指定

指定の後、直ちに区ホームページに掲載するとともに、今年度作成予定の「(仮称)板橋生活ガイド」に防災マップとして掲載し、全戸配布する。(12 月予定)

### 4 担当・問い合わせ

#### 【避難場所の指定について】

東京都 都市整備局 防災都市づくり課 03-5320-5123

#### 【板橋区担当部署】

危機管理室 防災危機管理課 03-3579-2159

避難場所の見直し案

町丁目	避難場所		備考		
	現行	見直し後			
舟渡1丁目	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯 (No97)	新河岸東公園一帯	新設【追加指定】(No229)		
舟渡2丁目		浮間公園・	変更なし		
舟渡3丁目		荒川河川敷緑地一帯			
坂下1丁目		城北公園一帯		新設【追加指定】(No235)	
坂下2丁目					
坂下3丁目					
東坂下1丁目					
東坂下2丁目					
蓮根1丁目					
蓮根2丁目					
相生町					
志村2丁目	中台三丁目地区 (No130)				地区割変更 (追加)
志村3丁目					
成増3丁目	光が丘団地・光が丘公園一帯 (No102)	都営成増五丁目第2アパート一帯	新設【追加指定】(No239)		
成増4丁目					
成増5丁目					
赤塚4丁目					
赤塚5丁目					
赤塚8丁目					
三園1丁目	高島平二・三丁目地区 (No98)				

